

# 高砂市創業者融資保証料補助及び利子補給

## 〈概要〉

高砂市では、新規に市内への創業する際に、創業に係る投資費用の軽減を図ることを目的とした補助・補給制度を設けております。

本制度の趣旨をご理解のうえ、ぜひご活用ください。

### ■ご利用いただける方（対象者）

高砂市内で創業するための資金（借換資金は除きます。）を

**次の融資制度**を利用して**融資を受けた法人又は個人で、次のすべての要件に該当する方。**

- 1 **兵庫県が実施する融資制度**  
新規開業貸付
- 2 **政府系金融機関が実施する融資制度**  
新規開業資金（日本政策金融公庫）、女性・若者／シニア企業家資金（同上）
- 3 **民間金融機関が実施する融資で、兵庫県信用保証協会の担保するもの**  
創業関連の保証付きのものに限る

※高砂市中小企業特別融資は対象ではありません

- (1) **創業するための融資を受けた時点で、新たに創業する者または創業後5年未満の者**  
(ただし、第二創業者を除く)
- (2) **高砂市内に新たに主たる事業所(並びに法人の場合は本店も)を設置し、市内で引き続き事業を営んでいること**
- (3) **法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者は、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること**
- (4) **市税を完納していること**
- (5) **特定創業支援等事業による支援を受けた者であること**
- (6) **過去にこの制度を利用していないこと**

### ■ 補助・補給内容

信用保証料補助	対象となる融資に係る信用保証協会に支払った <b>信用保証料の1/2</b> を補助（上限100,000円）
利子補給	対象となる融資を受けた日から <b>3年間</b> の支払利子全額を補給（1年間に200,000円が上限） ※返済期日の遅延による利子は、利子補給の対象となりませんので、ご注意ください。

### ■ 申請方法・申請先

申請につきましては、申請窓口（商工労働課）へ直接持参してください。

※郵送・メール・FAXは不可

### ■ 申請期間

交付認定申請書の提出・・・**融資を受けた日から2か月以内**

交付申請書の提出・・・**毎年2月末日まで**に申請が必要

問い合わせ先

高砂市生活環境部

商工労働課

079-443-9030（直通）

## ■ 手続きの流れ

### (1) 交付認定申請書の提出

対象となる融資を受けた日から2か月以内

対象者は、対象となる融資を受けた日から2か月以内に**交付認定申請書（様式第1号）**に**必要書類**を添えて、**直接窓口**に申請してください。



- ①金融機関が発行する**融資の事実を確認できるもの**  
（「融資決定通知書」「計算書」「お支払額明細書」の写し）
- ②金融機関が発行する「**返済予定表**」の写し(融資期間全部のもの)
- ③「**信用保証決定のお知らせ(お客様用)**」の写し(保証協会利用の場合のみ)  
（保証協会発行のもので、金融機関からご利用者に渡されます。）
- ④許認可等を要する業種にあっては、**許可証等**の写し
- ⑤**高砂市で事業を開始したことが確認できるもの**  
個人・・・「**個人事業開業届出書**」(税務署に提出したもの)の写し及び住民票  
法人・・・「**履歴事項全部証明書**」(法務局で発行)
- ⑥**事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等**
- ⑦**認定特定創業支援等事業による支援を受けた証明書等**      **その他市の指定する書類**

### (2) 交付認定書の交付

交付対象予定となるか確認後、**交付認定書（様式第2号）**を送付します。

### (3) 交付申請

「**高砂市創業者融資保証料補助・利子補給金交付申請書（様式第4号）**」に**必要書類**を添えて、**直接窓口**に申請してください。



- ①(2)で交付した「**高砂市創業者融資保証料補助・利子補給金交付認定書**」の写し
- ②金融機関が発行する「**返済予定表**」の写し
- ③**申請期間の返済事実が確認できるもの**(通帳の写し等)
- ④**市内で事業を継続している事実が確認できる書類**(「確定申告書」の写し等)
- ⑤**振込み指定口座の通帳の写し**  
（通帳中面の名義人が**カタカナ**で記載されているページ）
- ⑥**市税の完納証明書**      **その他市の指定する書類**

### (4) 交付決定

申請内容確認後、**交付決定通知書（様式第5号）**を送付します。

### (5) 交 付

交付決定からおよそ1か月以内に指定された口座に振り込みます。

※保証料補助は1/2補助、利子補給は3年間の利子を補給となりますので、1回目の交付後も**毎年申請期間内に交付申請の手続きが必要**となります。

## ■ 注意事項

交付認定を受けた融資内容等に変更があった場合は、速やかにご連絡のうえ、「**交付認定内容等の変更届（様式第3号）**」に必要書類を添えて届け出してください。

☆繰上償還等により保証協会から信用保証料の返戻金が生じた場合は、その金額を市に返還していただきます。

☆事業を廃止(倒産)した場合、市内での事業をやめた(事業所・本店を市外に移転した)場合、対象融資に係る取扱金融機関への元利金返済が6か月にわたり滞った場合、または対象融資に係る代位弁済を受けた場合は、その時点(月)で補助・補給は終了します。